

国際サービスシステム メンテナンスニュース

VOL.66

2005/11/30

国際サービスシステム(株)

光陰矢の如し、早くも11月を迎え寒さを感じる日が多くなりました。11月の別名は霜月ともいい、その文字どおり「霜が降りる月」という意味のようです。霜が降りる月ですから寒さを感じる日が多くなって当然なのかもしれません。さて今年も後わずか、もう一踏ん張りといったところでしょうか…。今回のお話は特定の機械で行わなければならぬ年次検査(年次点検)、特定自主検査についてお話したいと思います。
ご存知の方は多いと思いますが、最後までお付き合いください。

VOL.66 特定自主検査の話

特定自主検査とは、下の図に記載した車両で実施する年次検査(年次点検)を特定自主検査といいます。
特定自主検査を実施しなければならない機械



特定自主検査の方法と検査の記録について

検査の方法は自社で使用する機械を、資格を持つ検査者に実施させる「事業内検査」と自社の機械を登録検査業者に依頼して実施する「検査業者検査」の2つの方法があります。右の図は検査済の機械に貼る標章(ステッカー)です。事業内検査の標章は左側の四角形の標章で、検査業者検査は右側の三角形の標章です。検査の記録については、特定自主検査記録表(チェックリスト)に検査年月日、検査方法、検査箇所検査結果、検査実施名、検査結果の措置内容などを記録して**3年間保存**しなければなりません。

特定自主検査のQ&A

Q1: 特定自主検査を実施しなかった場合の罰則は?

A1: 安衛法に違反し、50万以下の罰金刑の対象になり、法人も罰せられます。

Q2: 新車の特定自主検査は?

A2: 特定自主検査は1年内に1回行わなければならない検査ですので、新車については納入されて1年間は特定自主検査を実施する必要はありません。しかし現場などから指摘があった場合、新車であることを証明する書類の提出が必要になる場合があります。その際はメーカーなどに「初回特定自主検査実施時期証明書」の発行を依頼をしてください。

Q3: クレーンとして現場で作業するのに、現場から特定自主検査の書類提出を求められた場合は?

A3: クレーンとして使用する場合、特定自主検査を実施する必要はありませんが、年次検査は実施しなければなりません。年次検査の書類を提出し、法的に特定自主検査の必要がないことを説明してください。どうしても納得してもらえない場合、国際サービスシステムに依頼して「特定自主検査不要証明書」の発行を依頼してください。

Q4: 移動式クレーンをクレーン作業と基礎工事作業で使用する場合の点検は?

A4: クレーン作業の年次点検と基礎工事作業の特定自主検査を行う必要があります。

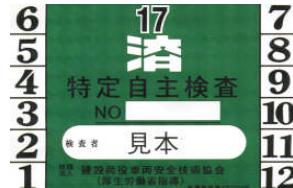
特定自主検査は1年以内ごとに1回、定期に法令で定められた資格を有する検査者、または登録検査業者のいずれかによって行わなければなりません。

(不整地運搬車については2年以内ごと)
移動式クレーンについては特定自主検査の対象外ですが、フックにバイブロハンマーや基礎工事用アタッチメントを装着して、基礎工事用機械として使用する場合は対象となりますので注意が必要です。

(クレーンとして使用する場合でも年次点検は行わなければなりません。)

高所作業車については、作業床の高さが2m以上の高所作業車が対象となり、2m未満のものについては、対象外となります。

事業内検査



検査業者検査



ご不明な点、分からぬ事等ありましたら是非ご相談ください。